

岐阜市福介第 812 号
令和 4 年 9 月 1 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

岐阜市長 柴 橋 正 直
(公 印 省 略)

令和 5 年度後期分からの『特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の取扱い』
規定の適用について (通知)

日ごろは、本市の介護保険事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、居宅介護事業所におかれましては、毎年度 2 回、判定期間における当該事業において作成された居宅サービス計画を対象とし、特定事業所集中減算の有無について判定を行っていただいております。

その判定の結果、該当サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数とそのサービスを位置付けた計画数の 80%を超えた場合は減算となりますが、80%を超えるに至ったことについて「正当な理由」がある場合、当該理由を提出することで減算とならない場合があります。

しかしながら、この「正当な理由」のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」を理由とされる中には、適正と判断し難いものが見受けられます。

そこで、紹介率が 80%を超えたことが以上の理由による場合、その内容が適正か否かを判断するため、当該減算に係る「正当な理由」の取扱いを別紙のとおり定め、令和 5 年度後期分から適用することといたしますので、ご承知くださるようお願いいたします。

あわせて、地域ケア会議等に居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を求める場合においても同様な対応となりますので、重ねてご理解くださるよう、お願いいたします。

連絡先

〒500-8701

岐阜市司町 40 番地 1 (本庁舎 2 階)

岐阜市福祉部介護保険課

支援係 渡邊・垣内

TEL(058)214-2093(直通電話)